

藤枝市等級指定型一般競争入札実施要領

制 定 平成 15 年 3 月 12 日 告示 17

最近改正 平成 26 年 8 月 13 日 告示 150

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。)第 167 条の 5 の 2 の規定による資格を定めて行う一般競争入札のうち、等級区分(競争入札に参加する者に必要な資格(昭和 63 年藤枝市告示第 68 号)第 1 の 3 に規定する等級区分をいう。)に格付けされていることを当該定める資格に含む入札(以下「等級指定型一般競争入札」という。)の実施に関し、必要な事項を定める。

(対象工事)

第 2 条 等級指定型一般競争入札の対象となる工事は、土木一式工事、建築一式工事及び管工事であつて、藤枝市制限付き一般競争入札実施要領(平成 9 年藤枝市訓令第 2 号)に基づいて入札に付される工事以外の工事から選定する。

(入札参加者に必要な資格)

第 3 条 削除

第 4 条 等級指定型一般競争入札に参加する者に必要な資格は、令第 167 条の 4 に定めるもののほか次のとおりとする。

- (1) 入札に付す工事の工種及び金額に応じた等級区分に格付けされていること。
- (2) 藤枝市内に主たる営業所を有すること。
- (3) 対象工事の工種に係る建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に基づく建設業の許可を受けており、かつ、同法第 28 条第 3 項の規定による営業停止期間中でないこと。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱(平成 25 年藤枝市告示第 178 号)に基づく入札参加停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領(平成 6 年施行)に基づく指名排除を受けている期間中でないこと。
- (6) 入札日において、主任(監理)技術者として担当している公共工事(請負代金 500 万円以上のものに限る。)が 2 件を超えていない者を、主任(監理)技術者として配置できる者であること。
なお、担当している公共工事の件数の取扱いについては、次のとおりとする。
ア 中止の手續が書面により行われている工事は、担当している公共工事の件数から除外する。
イ 建設業法施行令(昭和 31 年政令第 273 号)第 27 条第 2 項に規定する工事(専任の監理技術者の配置を要しない場合に限る。)は、それぞれの工事を通じて 1 の工事とする。
ウ 工期が重複し、かつ、工事の対象物が一体性を有する工事であつて、一方の工事が随意契約による工事については、それぞれの工事を通じて 1 の工事とする。

2 入札参加資格委員会が特にやむを得ないと認めた場合には、前項に規定する資格以外の資格を追加して定めることができる。

(入札公告)

第 5 条 等級指定型一般競争入札の公告(以下「入札公告」という。)は、市役所前掲示場へ掲示し、藤枝市ホームページへその抜粋を掲載する。

2 当該年度における入札公告の予定日は、当該年度の当初に市役所行政情報コーナー又は藤枝市ホームページにおいて公表する。

3 入札公告は、別記 1 に準じて行うものとし、電子入札システムを利用して執行する案件(以下「電子入札案件」という。)については別記 2 に準じて行うものとする。

(電子入札)

第 5 条の 2 電子入札案件における、次条から第 10 条に定める手続き等に相当する手続き等は、入札公告及び藤枝市電子入札運用基準(平成 20 年藤枝市告示第 96 号)により別に定める。

(入札参加資格の確認申請)

第6条 等級指定型一般競争入札に参加しようとする者は、当該参加しようとする入札の日の前5日の正午までに入札参加資格確認申請書(第1号様式)をインターネットの電子メールで送信し、入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)の有無について確認を受けなければならない。この場合において、日数は市役所の閉庁日を含めないで計算する。

2 入札参加資格確認申請書が提出された場合には、当該申請書を提出した者に入札参加資格確認通知書をインターネットの電子メールで送信するものとする。

(通知書の送信等の請求)

第7条 入札参加資格確認申請書を電子メールで送信した者は、入札参加資格確認通知書が入札の日の前4日(市役所の閉庁日を含めない)の午後5時までに到着しない場合には、電話で入札参加資格確認申請書の受信の確認及び入札参加資格確認通知書の送信を請求しなければならない。

2 前項の請求があった場合において、契約検査課長は入札参加資格確認申請書の受信の確認ができなかったときは、入札参加資格確認申請書を電子メールで送信した者に対して、入札参加資格確認申請書を再度送信するよう求めるものとする。

(インターネットに不具合がある場合の措置)

第8条 インターネット上の不具合により電子メールの送受信ができない場合においては、前2条に規定する手続きはファクシミリを使用して行うものとする。

(苦情処理)

第9条 入札公告において苦情の申し出をすることができることとされた案件について、入札参加資格の確認がされなかった者は、入札日の前日まで第6条第2項の通知を提示して入札参加資格の確認がされなかった理由の説明を求めることができる。

2 前項の場合において、説明を求めた者に入札参加資格があることが確認されたときにあっては直ちに第6条第2項の入札参加資格がないとした通知を取り消すとともに入札参加資格があると確認する通知をし、説明を求めた者の入札参加資格がないことが確認されたときにあっては10日以内に理由を書面をもって回答するものとする。

(設計図書の閲覧及び貸出)

第10条 設計書、図面及び仕様書は、契約検査課において閲覧に供し、若しくは貸出しを行い、又はインターネットにより閲覧に供するものとする。ただし、工事に関する共通仕様書は、契約検査課における閲覧に限って行うものとする。

2 前項の規定により、設計書、図面及び仕様書の貸出しを受けることができる者は、入札公告に示した工種の等級区分に格付けされた者に限る。

3 設計書、図面及び仕様書の貸出しを受けようとする者は、設計図書等貸出申込書(第2号様式)を提出しなければならない。

4 設計書、図面及び仕様書の貸出期間は、貸出しを受けた日を含めて市役所の閉庁日を除く2日間とする。

5 契約約款及び入札心得は、市役所行政情報コーナーにおいて閲覧に供する。

6 設計書、図面及び仕様書に対する質問書は、市役所の閉庁日を除く入札の日前3日まで工事担当課において受付けをし、速やかに回答書を閲覧に供する。

(入札参加者の有資格者数)

第11条 等級指定型一般競争入札の執行にあたり、競争入札参加者の有資格者数は、藤枝市建設工事競争入札参加者の格付基準及び選定要領(平成6年藤枝市訓令第10号)第12項各号に定める数を目途とする。ただし、当該等級の有資格者数が当該定める数に満たない場合は、当該等級の直近上位又は下位の等級区分に属する有資格者を入札に参加できるものとする。

(入札の取りやめ等)

第12条 入札参加者が2者未満となることが明らかとなったとき又は入札参加者が2者以上であった場合において、入札書を提出した者が1者のときには、当該入札を取りやめる。

2 前項の規定により入札を取りやめた場合における入札を取りやめた工事については、当該入札において入札参加資格として定められた工種の等級区分に直近上位(直近上位がない場合は直近下位)の等級区分を加えた等級区分に格付けされていることを入札参加資格として定め改めて入札を行う。

3 削る

(入札の無効)

第13条 次に掲げる者が行った入札は、無効とする

- (1) 虚偽又は不正の方法により入札参加資格の確認を受けた者
- (2) 入札参加資格の確認を受けた者で、入札時点において第4条に規定する要件のいずれかを失っているもの

(補則)

第14条 この要領に定めのない事項で藤枝市財務規則(昭和52年藤枝市規則第11号)その他入札に関係する藤枝市の諸規程(告示を含む。)に定めがある事項は、等級指定型一般競争入札について適用する。

附 則(平成15年3月12日告示17)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月15日告示16)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年8月18日告示135)

この告示は、平成18年9月1日から施行する。ただし、この告示の施行前に入札の公告をした入札については、なお従前の例による。

附 則(平成20年6月16日告示99)

この告示は、平成20年9月1日から施行する。ただし、この告示の施行前に入札の公告をした入札については、なお従前の例による。

附 則(平成21年4月27日告示133)

この告示は、公示の日から施行し、平成21年4月30日以降に入札の公告をした入札から適用する。

附 則(平成24年3月13日告示27)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月16日告示180)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年法律第68号。以下「法」という。)附則第5条第3項に規定する指定日(平成25年10月1日)から法附則第2条に規定する施行日(平成26年4月1日)の前日までに締結した契約で、施行日(平成26年4月1日)以後に契約書記載の目的物の引渡しが行われるものに限って、平成25年12月25日から適用する。

附 則(平成25年12月16日告示181)

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則(平成26年2月26日告示14)

この告示は、平成26年3月1日から施行する。

附 則(平成26年8月13日告示150)

この告示は、平成26年9月1日から施行する。